

○国立大学法人埼玉大学研究機構戦略研究センター規程

〔令和4年3月17日〕
規則第35号

改正 令和6.3.28 5規則77

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第2項の規定に基づき、戦略研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における戦略的研究を推進し、その成果を学術・科学技術・社会等へ波及させることを目的とする。

(研究領域等)

第3条 センターに、本学の強みを有する研究領域の研究を推進する戦略的研究領域（以下「研究領域」という。）として、次の研究領域を置く。

X線・光赤外線宇宙物理研究領域

グリーンバイオサイエンス研究領域

健康科学研究領域

循環型ゼロエミッション社会形成研究領域

進化分子デザイン研究領域

東アジアSD研究領域

未来光イノベーション研究領域

2 研究領域の設置期間は、5年とする。

3 センターに、新たに本学の強みとなる研究領域の創出を目指すインキュベーション研究グループ（以下「研究グループ」という。）を置くことができる。

4 研究グループの設置期間は、5年以内とする。

5 研究領域及び研究グループの設置に関する手続については、別に定める。

(業務)

第4条 センターにおいては、各研究領域及び各研究グループの目的に基づき、当該研究を行う。

(組織)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

(1) センター長

(2) 研究領域長

(3) 研究グループ長

(4) 兼任教員

(5) その他の教職員

2 センターに、センターの教育・研究担当を命ぜられた教員及び特任教員を置くことができる。

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。

3 センター長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究領域長)

第7条 研究領域長は、当該研究領域に参画する本学の専任教員の中から、学長が委嘱する。

2 研究領域長は、当該研究領域の業務を掌理する。

3 研究領域長の任期は、学長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該研究領域の設置期間の範囲内とする。

(研究グループ長)

第8条 研究グループ長は、当該研究グループに参画する本学の専任教員の中から、学長が委嘱する。

2 研究グループ長は、当該研究グループの業務を掌理する。

3 研究グループ長の任期は、学長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該研究グループの設置期間の範囲内とする。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、研究領域又は研究グループに参画する本学の専任教員をもって充て、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は、学長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。ただし、当該研究領域又は研究グループの設置期間の範囲内とする。

(センター会議)

第10条 センターに戦略研究センター会議（以下「センター会議」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営及びその具体的方策に関する事項

(2) その他センターに関する事項

第11条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 研究領域長

(3) 研究グループ長

(4) その他センター長が必要と認めた者

第 1 2 条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。

3 センター会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 1 3 条 センターの事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

(雑則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際、その前日において、改正前の国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学部研究科研究部規程第 4 条第 1 項の規定に基づき現に設置されている第 3 条第 1 項に規定する東アジア S D 研究領域の設置期間は、同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとし、当該設置期間終了年度に活動内容等の評価を行い、1 回に限り 3 年の範囲内で設置期間を延長できるものとする。

附 則 (令和 6 . 3.28 5 規則 77)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。